

発議案第29号

奥州市議会委員会条例の一部改正について

上記議案を奥州市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和2年12月14日

提出者	市議会議員	菅原由和
賛成者	市議会議員	藤田慶則
同	同	小野優
同	同	高橋晋
同	同	千葉敦
同	同	廣野富男
同	同	阿部加代子
同	同	中西秀俊
同	同	小野寺重
同	同	及川善男

奥州市議会議長 小野寺 隆夫 様

提案理由

災害等の発生、感染症のまん延防止措置等又は育児、介護等のやむを得ない事由により委員会を開会する場所への委員等の参集が困難であると委員長が認める場合には、オンライン会議システムにより委員会の会議に出席することを認め、かつ、委員が出席委員として会議に参加できるようにするため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市議会委員会条例の一部を改正する条例

奥州市議会委員会条例（平成18年奥州市条例第330号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（開会方法の特例）

第15条の2 委員長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を活用した会議を開くことができる。この場合において、委員長は、会議の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表示の確保に十分留意するものとする。

- (1) 災害等の発生、感染症のまん延防止措置等のやむを得ない事由により委員会を開会する場所への委員その他会議出席者（以下「委員等」という。）の参集が困難と認める場合
- (2) 育児、介護等のやむを得ない事由により委員会を開会する場所への参集が困難な委員等からオンライン会議システムを活用した委員会の開会の求めがある場合

2 前項の場合において、委員等は、委員会にオンライン会議システムによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

第16条に次の1項を加える。

2 前条第2項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項、次条第1項及び第30条第1項の出席委員とする。

第20条第1項に次のただし書を加える。

ただし、オンライン会議システムを活用した会議は、秘密会とすることができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。